

令和6年春の文京区交通安全運動の実施について

第1 目的

交通安全運動をきっかけに、文京区民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するほか、地域における道路交通環境の改善に向けた取組に参加するなど、みんなの力で悲惨な交通事故を防止していくことを目的とします。

第2 期間

令和6年4月6日(土)から4月15日(月)までの10日間

第3 スローガン

「たくさんの ^{えがお}笑顔が走る ^{しゅととうきょう}首都東京」

第4 運動重点の推進

令和5年の都内交通事故発生状況は、死者数については136人で前年4人の増加となり、発生件数・負傷者数についても発生件数が31,385件で前年比1,215件の増加、負傷者数が34,870人で前年比1,441人の増加となっております。

また、年齢層別では、65歳以上の高齢者の死者数が全体の約35%を占めているほか、自転車関連事故の死者数は高齢者が全体の47%を占めています。

このような状況から、高齢者の交通事故の減少と、次代を担うこどもを交通事故から守ることを中心に、春の交通安全運動の重点を推進します。

春の交通安全運動の重点は次の4項目です。

1 こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践

(1) 歩行者の交通ルール遵守の徹底

歩行者自身の安全を守るための交通ルール遵守の周知啓発、歩行中児童の交通事故の特徴を踏まえた交通安全教育等を実施します。

また、安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育を推進します。

(2) 歩行者の安全の確保

通園・通学路等におけるこどもの安全確保のため、こどもたちが日常的に集団で移動

する経路等において危険箇所や注意すべき場所などを点検・確認し、登下校時等の教職員や学童擁護員、保護者による安全指導や見守りを推進します。

また、高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進、反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促進します。

2 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

(1) 運転者の歩行者等への保護意識の向上

運転者に対し、歩行者等の保護の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発を推進します。

また、運転中のスマートフォン等の使用の危険性について広報啓発に取り組みます。

(2) 飲酒運転の根絶

飲酒運転根絶に向けたキャンペーンや地域、職域等における交通安全教育の実施、酒類提供者（飲食店等）に対しては、来客者へ飲酒運転根絶やハンドルキーパー運動の協力を呼びかけるなど、飲酒運転を許さない環境づくりを促進します。

(3) 高齢運転者の交通事故防止

高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響などの安全教育及び周知啓発を推進します。

また、身体機能の低下等により安全な運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知及び利用促進と、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の周知啓発による自主返納の促進を図ります。

(4) 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

交通事故発生時における被害の防止・軽減を図るため、全ての座席におけるシートベルト着用義務の周知等普及広報活動を展開します。

また、子どもと保護者が一緒に学ぶ交通安全教室等を開催するなどして、チャイルドシート使用の必要性と効果の理解を促進し、使用率の向上及び正しい使用方法の周知徹底を図ります。

(5) 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の防止

妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等の危険性の周知を図り、道路交通法改正による罰則の創設等についての広報啓発を進めます。

また、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性やドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発を推進します。

3 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

(1) ヘルメットの着用

道路交通法の一部を改正する法律の施行（令和5年4月1日）により、全ての自転車・電動キックボード利用者に対して、ヘルメットの着用が努力義務とされました。

自転車・電動キックボード利用者に対し、ヘルメットの着用効果や、正しい着用に

関する交通安全情報等を周知啓発し、積極的な広報啓発活動を推進します。

(2) 交通ルールの遵守

自転車利用者に対して、損害賠償責任保険加入や点検整備の必要性を周知するとともに、車道及び歩道における正しい通行方法、前照灯の点灯の徹底、ヘルメット着用等「自転車安全利用五則」を活用した交通ルール・マナーの啓発を図り、法令遵守と自転車利用マナーの向上に努めるものとします。

電動キックボードは、改正道路交通法施行（令和5年7月）により、最高時速20キロ以下で長さ190センチ以下などの規準にあてはまる車体は「特定小型原動機付自転車」に分類され、16歳以上であれば運転免許が不要で走行できるようになりました。電動キックボード利用者に対しては、車両区分に応じた免許証の取得、保険の加入、ナンバープレートの着用、飲酒運転の禁止等の法令、交通ルールの遵守を徹底して周知します。

4 二輪車の交通事故防止

交通ルールの遵守と二輪車の特性を踏まえた安全運転の励行等、二輪車の事故防止を推進します。

また、各種キャンペーンや広報媒体等による胸部プロテクターの普及とその着用効果や、ヘルメットの正しい着用に関する交通安全情報等を活用した積極的な広報啓発活動を推進します。

第5 広報活動

区民一人ひとりに「たくさんの笑顔が走る 首都東京」を基調とする行動を提唱します。そのために、あらゆる広報媒体を活用して、譲り合いとゆとりのある運転、特に、子供・高齢者・障害者等に対する配慮を高める活動を行います。

第6 実施要領

別紙のとおり